

京都東山ロータリークラブ細則改正案

※ 現行細則からの変更部分は、アンダーラインにより明示している。

第1条 理事および役員選挙

第1節

会長は、本クラブの理事・役員を選挙すべき年次総会において、指名委員会に対して、さきに選出されている会長エレクト及び次年度の直前会長のほか、次年度の副会長、次々年度会長を含む9名の理事の指名を求めなければならない。ただし、会長エレクトの要求があった場合は4名以内の理事の指名を求めることができる。いずれの場合も、指名を求める理事の数は奇数でなければならない。指名委員会の発表及び当該年次総会における承認をもって、次々年度会長ならびに次年度理事・役員が正式にクラブから選ばれたものとする。この指名委員会はクラブ内規に従って設置される。

第2節

理事は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事を含む9名とし、議決権を有する。役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督とし、1名又は数名の副会長を役員に含むことが出来、これら全員を理事会メンバーとする。但し、役員は議決権を有しない。

第3節

第1節で選ばれた次々年度会長予定者は、次の7月1日に始まる年度に会長エレクトを務め、次々の7月1日に始まる年度に会長に就任するものとする。

第4節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの次年度理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。ただし、会長エレクトに欠員が生じた場合は、会長は、当該指名委員会に再度会長候補者の推薦を依頼するものとする。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の開催後に会長エレクトあるいは会長に欠員が生じた場合は、直前会長もしくは、それに準ずる会長経験者をもって補填し、臨時総会で承認を得るものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本細則第1条第1節ならびに第2節によって選出された理事・役員よりなる理事会とする。理事会の定足数は構成メンバーの過半数とする。理事会の要請があれば、会員はすべての理事会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督

会場の監督、および通常その職に付随する任務、およびその他会長か理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第4条 会 合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月のいずれかの例会に開催されるものとする。そして、第1条1項に定める選挙手続に従い、次年度の理事および役員を選出しなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第12条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

例会日とその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、その他正当な理由がある場合は、理事会の決議を経て、例会を取りやめることができる。但し、当該年度の例会日の合計数が42回を下回ってはならない。

第4節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第5節

定款第10条第1節(d)に規定するメイクアップは、例会の定例の時の前14日または後14日以内に行わなければならない。また、同(5)に基づいてクラブのウェブサイトを通じたメイクアップを行う場合、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動への参加でなければならない。(※レジュメ p 6 参照)

第6節

定例理事会は、原則として毎月第1火曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

第7節

理事および役員（ただし、会場監督を除く）の過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

すべての会員は入会金及び年会費を納入しなければならない。入会金は15万円とし、入会承認後直ちに納入すべきものとする。

但し、以下の場合、入会金の納入は義務付けられないものとする。

(a) 他クラブに所属していたローターアクターが入会する場合

(b) 本クラブの会員として受け入れられ、入会前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターが入会する場合

(c) 会員資格条件に欠け、定款13条第2節(a)の規定により会員身分を自動的に終結した会員が、同条項(1)により入会を許可された場合 (※ 以上、レジュメ p 6～7 参照)

第2節

会費は例会費などとともに四半期ごとに納入するものとし、それらの金額は当該年度の理事会が定める。なお、会費には各会員のR I 公式雑誌の購読料を含めて納入すべきものとする。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。(※レジュメ p 9 参照)

第3節

疾病または事故により1年以上例会を休会する会員については、本人からの申し入れがある場合で、相当な理由があるときは、理事会の決議により会費の一部を相当期間免除することが出来る。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により決定することができる。

(※注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第7条 五大奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社第7条 五大奉仕部門会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第8条 委員会

クラブ委員会は、奉仕部門に基づいたクラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきで

ある。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間努めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- ・会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実行するものである。

- ・クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

- ・クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ・ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- ・米山記念奨学委員会

この委員会は、米山記念奨学事業の目的達成に寄与するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる。)

(d) 会長はまた、理事会の承認の下に、会員増強委員会、クラブ広報委員会、クラブ管理運営委員会、奉仕プロジェクト委員会、ロータリー財団委員会、米山記念奨学委員会について、必要とされる特定分野を担当する委員会を設けるものとする。

・会員増強委員会

会員増強委員会（職業分類委員会を含む）

規定審議委員会

ロータリー情報委員会

会員選考委員会

・クラブ広報委員会

広報委員会（インターネット委員会・雑誌委員会を含む）

・クラブ管理運営委員会

クラブ奉仕委員会（出席委員会を含む）

親睦活動委員会

プログラム委員会

会報委員会（記録委員会を含む）

姉妹クラブ委員会

ニコニコ箱委員会

・奉仕プロジェクト委員会

職業奉仕委員会（ボランティア委員会を含む）

社会奉仕委員会（環境保全委員会を含む）

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

ローターアクト委員会

インターアクト委員会

・ロータリー財団委員会

ロータリー財団委員会

・米山記念奨学委員会

米山記念奨学委員会

第9条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、

各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なR I資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提出するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第1節 会員増強委員会

この委員会は、本クラブに相応しい会員の勧誘に努めると共に、クラブのロータリー環境を高め、退会の防止の諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長は各委員会の会合に責任を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 会員増強委員会（職業分類を含む）

この委員会は、毎年遅くとも8月31日迄にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。あわせて、会員の退会防止にも努める。

(b) 規定審議委員会

この委員会は、クラブ定款・細則、内規などに対する情報を提供し、定款・細則、内規などの趣旨を全会員に対して周知徹底を図るようにする。

(c) ロータリー情報委員会

この委員会は、

- (1) 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、
- (2) 会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、
- (3) 会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、
- (4) 会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案し これを実施するものとする。

(d) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

第2節 クラブ広報委員会（インターネットを含む）

この委員会は、広く地域の人々にロータリーを知ってもらうためのあらゆる方法を奉仕委員会とも連携をとって、その方策を考案し実施するものとする。委員会のあらゆる活動について理事会に報告するものとする。

(a) 広報・雑誌委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。また、「ロータリーの友」などロータリーの雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって会員およびロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。ならびに、インターネットを活用し、HP（ホームページ）を通じて地域の広報活動を行い、会員のメールアドレス取得をサポートし、会員への情報発信と情報の共有化を図り、会員相互のコミュニケーションの場のひとつとなるよう、心掛ける。

第3節 クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、全活動について理事会に報告するものとする。

(a) クラブ奉仕委員会（出席委員会を含む）

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施すると共に、全ての会員があらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する。特に、クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の責務を奨励し、出席規定を周知せしめ、出席率の向上に努める。

(b) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課す任務を果たすものとする。

(c) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(d) 会報・記録委員会

この委員会は、クラブ週報を刊行するにあたり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。なお、年間のクラブの諸活動について文書、写真、音声、並びに動く映像など、各種の方法を使って記録にとどめ、その資料を整理保管し、次年度早々に年次報告書を作成し、クラブの一貫した記録が代々積み重ねられて行くことに努めなければならない。

(e) ニコニコ箱委員会

この委員会は、ニコニコ箱への会員の自発的な拠金を勧奨し、管理し、適宜発表することにより、会員相互のコミュニケーションを図るとともに、例会場に善意とユーモラスなムードをかもしだし、ひいては各奉仕委員会に対する経済的援助になっている意義を全員に周知せしめなければならない。

(f) 姉妹クラブ委員会

この委員会は、既存の姉妹クラブと当クラブとの交流の窓口となり、相互の情報の交換を通じ、姉妹クラブ締結の実をあげるべく努めなければならない。

第4節 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、ロータリーの理念である五大奉仕を統括し、それを地域ニーズに合った奉仕活動の実践に寄与するための、指導と援助を与えるような方策を推奨するものとする。

(a) 職業奉仕委員会（ボランティア委員会を含む）

この委員会は、本クラブ会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、職業における慣行の一般水準を上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。また、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、調整するものとする。そしてまた、この委員会は、ボランティア奉仕の参加機会のあることを、広く会員に伝え、ボランティアに対する会員の理解を深めると共に、奉仕プロジェクトの完了に協力するものとする。

(b) 社会奉仕委員会（環境保全委員会を含む）

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ奉仕活動並びに、地域の環境の質を調査、改善するよう心がけることをも合わせて実施するものとする。

(c) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(d) 青少年委員会

この委員会は、本クラブ会員が、青少年活動に関する諸責務を遂行する上で役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

(e) ローターアクト委員会

この委員会は、提唱するローターアクトクラブを通じて、次代の実業界並びに地域社会の指導者となる青年の指導と育成に努めるものとする。

(f) インターアクト委員会

この委員会は提唱するインターアクトクラブを通じて青少年の指導と育成に努めるものとする。

第5節 ロータリー財団委員会

この委員会は、クラブ会員に国際理解と親善の促進という、ロータリー財団の目標達成のため年次基金寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付、大口寄付などのロータリー財団の寄付と認証を奨励するとともに、地区補助金やグローバル補助金の活用について指導する。また国際奉仕委員会と協調してグローバル補助金活動を成功に導くため諸補助金の申請・報告書作成に協力するものとする。

第6節 米山記念奨学会

この委員会は、会員に米山記念奨学事業の理解を広め、国際理解と親善の目的達成を促進するものとする。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブ例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、ロータリークラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に参入されない。)

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12か月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子供の誕生等により12か月間を超えて欠席となる場合は、理事会は改めて、当初の12か月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい意思を書面をもってクラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第11条 財務

第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より9月30日、10月1日より12月31日に至る期間および1月1日より3月31日、4月1日より6月30日に至る期間の四半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第7節

当クラブは京都東山RC基金（旧青少年育成奨学基金）を設けるものとし、この基金制度は次のとおりとする。当クラブの活動の一環として、奉仕の理想または国際理解、親善、平和を推進するため、大きな意義があり、かつ価値ある事業を行う場合に、この基金を使用することができる。この基金を使用する場合には、理事会の承認を経て、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票によって承認を得なければならない。なお、このようにして基金を使用したときは、本クラブの会員は、当該取崩した金額に相当する金額の復元に努めなければならない。

第12条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または元他クラブに所属していた会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあつたにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。理事会は、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に推薦するものとする。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。

その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。(※ レジューメ p 3～p 4参照)

第8節

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブ

の正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。(※レジュメ p 4 参照)

第13条 職業分類

第1節

定款第9条第1節に規定する職業分類の修正は、正当な理由がある場合でなければならない。また、是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。(※レジュメ p 5 参照)

第2節

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I理事会によって定義されたローターアクターあるいはR I理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。(※レジュメ p 5～p 6 参照)

第3節

定款第13条第3節(b)の規定により元会員が会員身分の復帰を要請した場合であっても、同人の以前の職業分類が本細則第13条第2節に適っていない場合、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。(※レジュメ p 7 参照)

第4節

定款第13条所定の理由により理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を推薦してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。(※レジュメ p 8 参照)

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

- ・開会宣言
- ・来訪者の紹介
- ・来信、告示事項およびロータリー情報
- ・委員会報告（ある場合）
- ・審議未終了議事
- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されなければならない。標準ロータリークラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(2022年6月改正)